



令和4年5月25日
自動車局整備課

自動車技術の進化に対応する自動車整備士の育成を促進します ～自動車整備士技能検定規則の一部改正について～

自動車技術の進化に対応するため、一級自動車整備士（総合）をはじめとした電子制御の内容を含む資格を設定するなど、自動車整備士の資格体系や養成課程を見直します。

1. 改正概要

(1) 資格体系の改正

自動車整備士の種類 (※電子制御の内容を含む資格)	
一級	一級大型自動車整備士（※）
	一級小型自動車整備士（※）
	一級二輪自動車整備士
二級	二級ガソリン自動車整備士
	二級ジーゼル自動車整備士
	二級自動車シャシ整備士
	二級二輪自動車整備士
三級	三級自動車シャシ整備士
	三級自動車ガソリン・エンジン整備士
	三級自動車ジーゼル・エンジン整備士
	三級二輪自動車整備士
特殊	自動車タイヤ整備士
	自動車電気装置整備士
	自動車車体整備士

自動車整備士の種類 (※電子制御の内容を含む資格)	
一級	一級自動車整備士（総合）（※）
	一級自動車整備士（二輪）
二級	二級自動車整備士（総合）（※）
	二級自動車整備士（二輪）
三級	三級自動車整備士（総合）
	三級自動車整備士（二輪）
特殊	自動車タイヤ整備士
	自動車電気・電子制御装置整備士（※）
	自動車車体・電子制御装置整備士（※）

(2) その他の改正

- ① 一級の自動車整備士資格の学科試験における口述試験を廃止する。
- ② 大学等の電気又は電子に関する学科を卒業した者は、機械に関する学科を卒業した者と同様に、受験に必要な実務経験年数を短縮する。
- ③ その他、関係する規定について、所要の改正を行う。

2. スケジュール

公 布：令和4年5月25日

施 行：令和4年5月25日（(2) ②）

※施行日以降に実施する試験について、適用する

令和9年1月1日（(2) ②以外）

※新たな自動車整備士技能検定規則に基づく試験を施行日以降に実施する

（最短で令和9年3月（一級の試験は令和10年3月））

【問い合わせ先】

自動車局整備課 高久、佐藤、明石 （代表）：03-5253-8111（内線 42414、42415）

附 則
(施行期日)
この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第四十六号
道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第五十五条第三項及び第五項、第八十条第一項第一号、第九十一条の三、第九十四条の四第一項並びに第一百四条の規定に基づき、並びに総合特別区域法(平成二十三年法律第八十一号)を実施するため、自動車整備士技能検定規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

自動車整備士技能検定規則等の一部を改正する省令

(自動車整備士技能検定規則の部改正)
第一条 自動車整備士技能検定規則(昭和二十六年運輸省令第七十一号)の一部を次のように改正する。

第一次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改 正 後

(技能検定の試験及び試験の一部免除)

第六条 (略)

2 ～ 5 (略)
6 次の表の上欄に掲げる者については、それぞれ同表の下欄に掲げる試験を免除する。
試験を免除される者

免除される試験

第六条 (略)

2 ～ 5 (略)
6 次の表の上欄に掲げる者については、それぞれ同表の下欄に掲げる試験を免除する。
試験を免除される者

免除される試験

改 正 前

(技能検定の試験及び試験の一部免除)

第六条 (略)

2 ～ 5 (略)
6 次の表の上欄に掲げる者については、それぞれ同表の下欄に掲げる試験を免除する。
試験を免除される者

免除される試験

(略)	(略)	(略)	(略)
三 職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)による自動車整備科を免許職種とする職業訓練指導員試験に合格した者 (以下「自動車整備科を免許職種とする職業訓練指導員試験に合格した者」という。)又は職業能力開発促進法による職業能力開発総合学校において産業機械工学科を訓練科とする指導員訓練の長期課程を修了した者(以下「職業能力開発総合学校修了者」という。)であつて、二級又は三級の技能検定を受けるもの	(略)	免除される試験	

(略)	(略)	(略)	(略)
三 職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)による自動車整備科を免許職種とする職業訓練指導員試験に合格した者 (旧職業訓練法(昭和三十三年法律第百三十三号))による自動車整備工を免許職種とする職業訓練指導員試験に合格した者を含む。以下「自動車整備科を免許職種とする職業訓練指導員試験合格者」という。)又は職業能力開発促進法による職業能力開発総合学校(独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律(平成二十三年法律第二十六号)附則第二条第一項の規定により解散した独立行政法人雇用・能力開発機構が設置していたものを含む。以下同じ。)において産業機械工学科を訓練科とする指導員訓練の长期課程を修了した者(旧職業訓練法による職業訓練大学校において運輸装置科を訓練科目とする職業訓練指導員の長期訓練の課程を修了した者を含む。以下「職業能力開発総合学校修了者」という。)であつて、二級又は三級の技能検定を受けるもの	(略)	免除される試験	

(二級の受験資格)

第十八条 二級ガソリン自動車整備士、二級ジーゼル自動車整備士又は二級二輪自動車整備士の技能検定を受けようとする者は、当該技能検定に係る学科試験の日の前日(全部免除者にあつては、当該技能検定の申請の日の前日)において次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一 (略)

(二級の受験資格)

第十八条 二級ガソリン自動車整備士、二級ジーゼル自動車整備士又は二級二輪自動車整備士の技能検定を受けようとする者は、当該技能検定に係る学科試験の日の前日(全部免除者にあつては、当該技能検定の申請の日の前日)において次の各号のいずれかに該当する者でなければならぬ。

一の二 次に掲げる者であつて、三級の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関する二年以上の実務の経験を有するもの

イ 職業能力開発促進法による職業能力開発校（以下「職業能力開発校」という。）において自動車整備科を訓練科とする職業訓練の課程を修了した者であつて、訓練期間が一年以上で訓練時間が千四百時間以上の職業訓練を受けたもの

口
学校教育法による高等学校又は中等教育学校（以下「高等学校」という。）の機械、電気又は電子に関する学科において所定の課程を修めて卒業した者

八二

水高等学校に相当する外国の学校の機械、電気若しくは電子に関する学科において所定の課程を修めて卒業した者又はこれと同等以上の学力を有することについての外国政府の検定に合格した者

八 学校教育法による大学若しくは高等専門学校（以下「大学」という。）又は高等学校において自動車に関する学科を修めて卒業した者（当該学科を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）

トスリ

受けたもの

口 次に掲げる教育機関の機械に関する学科において所定の課程を修めて卒業した者

(1) 学校教育法による高等学校（旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による工業

(2) 旧中学校令（明治三十二年勅令第二十八号）による中学校、旧実業学校令（明治三十二年勅令第三十一号）による実業学校

を卒業したこと又はこれらと同等以上の学力を有することを入学資格とする修業年限二年以上の教育機関

(3) 旧小学校令(明治二十三年勅令第二百五号)による高等小学校若しくは旧国民学校令(昭和十六年勅令第百四十八号)による国民学校高等科を卒業したこと又はこれらと

(4) 同等以上の学力を有することを入学資格とする修業年限二年以上の教育機関
旧小学校令による尋常小学校若しくは旧国民学校令による国民学校初等科を卒業した

こと又はこれらと同等以上の学力を有することを入学資格とする修業年限二年以上の教育機関

（略）
ハ二
ホ旧公共職業訓練校修了者であつて、訓練期間が六月以上で訓練時間が八百時間以上の離

高等学校に相当する外国の学校の機械に関する学科において所定の課程を修めて卒業しヘ

た者又はこれと同等以上の学力を有することについての外国政府の検定に合格した者

ト 学校教育法による大学若しくは高等専門学校（旧専門学校令 明治三十六年勅令第六十）

「号」による専門学校又は旧大学令（大正七年勅令第三百六十八号）による大学を含む。以下「大学」という。又は高等学校において自動車に関する学科を修めて卒業した者（当

チヽヌ(略)

一の三 自動車整備科を免許職種とする職業訓練指導員試験合格者であつて、当該試験又は検定に合格した日から自動車の整備作業に関し二年以上の実務の経験を有するもの

(削る)

二 次に掲げる者であつて、三級の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し一年六月以上の実務の経験を有するもの

イ 大学の機械、電気又は電子に関する学科において所定の課程を修めて卒業した者（当該学科において所定の課程を修めて学校教育法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）

(削る)

ロ 大学に相当する外国の学校の機械、電気若しくは電子に関する学科において所定の課程を修めて卒業した者又はこれと同等以上の学力を有することについての外国政府の検定に合格した者

(略)

四 職業能力開発校において自動車整備科を訓練科とする職業訓練の課程を修了し、訓練期間が二年以上で訓練時間が二千八百時間以上の職業訓練を受けた者であつて、三級の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し一年以上の実務の経験を有するもの

四の一 次に掲げる者であつて、二級自動車シャシ整備士の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し六月以上の実務経験を有するもの

(イ) 第二号イ又はロに掲げる者

ロ 職業能力開発校において自動車整備科を訓練科とする職業訓練の課程を修了した者であつて、訓練期間が二年以上で訓練時間が二千八百時間以上の職業訓練を受けたもの

(四の三)八 (略)

二 級自動車シャシ整備士の技能検定を受けようとする者は、当該技能検定に係る学科試験の日の前日（全部免除者にあつては、当該技能検定の申請の日の前日）において次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一 (略)

二 前項第一号の二イ、ロ又はホから今までのいずれかに掲げる者であつて、三級の技能検定又は自動車タイヤ整備士若しくは自動車車体整備士の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し一年六月以上の実務の絏験を有するもの

二の二 自動車整備科を免許職種とする職業訓練指導員試験合格者であつて、当該試験又は検定に合格した日から自動車の整備作業に関し一年六月以上の実務の絏験を有するもの

一の三 次に掲げる者であつて、当該試験又は検定に合格した日から自動車の整備作業に関し二年以上の実務の絏験を有するもの

イ 自動車整備科を免許職種とする職業訓練指導員試験合格者

ロ 旧技能者養成規程（昭和十九年労働省令第十四号）による内燃自動車工に係る技能者養成指導員検定に合格した者

二 次に掲げる者であつて、三級の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し一年六月以上の実務の絏験を有するもの

イ 大学の機械に関する学科において所定の課程を修めて卒業した者（当該学科において所定の課程を修めて学校教育法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）

ロ 旧実業専門学校卒業程度検定規程（昭和十六年文部省令第五十四号）又は専門学校卒業程度検定規程（昭和十八年文部省令第四十六号）による検定（機械に関する学科に係るものに限る。）に合格した者

ハ 大学に相当する外国の学校の機械に関する学科において所定の課程を修めて卒業した者又はこれと同等以上の学力を有することについての外国政府の検定に合格した者

(略)

四 次に掲げる者であつて、三級の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し一年以上の実務の絏験を有するもの

イ 職業能力開発校（改正前の職業訓練法第十四条の高等職業訓練校を含む。）において自動車整備科を訓練科とする職業訓練の課程を修了した者であつて、訓練期間が二年以上で訓練時間が二千八百時間以上の職業訓練を受けたもの

ロ 旧職業訓練法による総合職業訓練所において自動車整備工を訓練職種とする職業訓練の課程を修了した者

四の二 第二号イ、ロ若しくはハ又は前号イ若しくはロに掲げる者であつて、二級自動車シャシ整備士の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し六月以上の実務絏験を有するもの

(新設)

(略)

二 級自動車シャシ整備士の技能検定を受けようとする者は、当該技能検定に係る学科試験の日の前日（全部免除者にあつては、当該技能検定の申請の日の前日）において次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一 (略)

二 前項第一号の二イ、ロ又はホから今までのいずれかに掲げる者であつて、三級の技能検定又は自動車タイヤ整備士若しくは自動車車体整備士の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し一年六月以上の実務の絏験を有するもの

二の二 前項第一号の三イ又はロに掲げる者であつて、当該試験又は検定に合格した日から自動車の整備作業に関し一年六月以上の実務の絏験を有するもの

三 前項第二号イ若しくはロ又は第四号の二口に掲げる者であつて、三級の技能検定又は自動車タイヤ整備士若しくは自動車車体整備士の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し一年以上の実務の経験を有するもの

四・五 (略)

(三級の受験資格)

第十九条 三級の技能検定を受けようとする者は、当該技能検定に係る学科試験の日の前日（全部免除者にあつては、当該技能検定の申請の日の前日）において次の各号（三級自動車シャシ整備士の技能検定を受ける場合にあつては第五号、三級自動車ガソリン・エンジン整備士又は三級自動車ディーゼル・エンジン整備士の技能検定を受ける場合にあつては第四号、三級二輪自動車整備士の技能検定を受ける場合にあつては第四号及び第五号を除く。）のいずれかに該当する者でなければならない。

一 (略)

二 次に掲げる者であつて、自動車の整備作業に関し六月以上の実務の経験を有するもの

イ 前条第一項第二号イ又はロに掲げる者

ロ 前条第一項第一号の二口からハまでに掲げる者

ハ 自動車整備科を免許職種とする職業訓練指導員試験合格者

三 前条第一項第一号の二イ若しくはヘからリまで又は第五号に掲げる者

四・五 (略)

(自動車タイヤ整備士等の受験資格)

第十九条の二 自動車タイヤ整備士等の技能検定を受けようとする者は、当該技能検定に係る学科試験の日の前日（全部免除者にあつては、当該技能検定の申請の日の前日）において次の各号（自動車タイヤ整備士及び自動車電気装置整備士の技能検定を受けようとする者にあつては、第三号（ロ及びハに係る部分に限る。）を除く。）のいずれかに該当する者でなければならない。

一 (略)

二 第十八条第一項第二号イ若しくはロ若しくは第四号の二口又は前条第一号ハに掲げる者であつて、受けようとする技能検定に係る自動車の装置の整備作業に関し一年六月以上の実務の経験を有するもの

四・五 (略)

(自動車タイヤ整備士等の受験資格)

第十九条の二 自動車タイヤ整備士等の技能検定を受けようとする者は、当該技能検定に係る学科試験の日の前日（全部免除者にあつては、当該技能検定の申請の日の前日）において次の各号（自動車タイヤ整備士及び自動車電気装置整備士の技能検定を受けようとする者にあつては、第三号（ロ及びハに係るものに限る。）を除く。）のいずれかに該当する者でなければならない。

一 (略)

二 次に掲げる者であつて、受けようとする技能検定に係る自動車の装置の整備作業に関し一年六月以上の実務の経験を有するもの

イ 第十八条第一項第二号イ、ロ又はハに掲げる者（自動車電気装置整備士の技能検定を受ける場合にあつては、電気に関する学科において所定の課程を修めて卒業した者（当該学科において所定の課程を修めて学校教育法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）又は電気に関する学科に係る検定に合格した者）

ロ 第十八条第一項第一号の三イ若しくはロ又は第四号イ若しくはロに掲げる者

三・六 (略)

(技能検定の申請)

第二十条 技能検定を受けようとする者は、受けようとする技能検定の種類ごとに、申請書（第一号様式）を最寄りの運輸監理部長又は運輸支局長を経由して、国土交通大臣に提出しなければならない。この場合において、学科試験又は実技試験（以下「試験」という。）を受ける者にあつては、当該申請書に申請前六箇月以内に撮影した写真（脱帽し正面から写した縦四・五七

センチメートル、横三・五センチメートルのもので、裏面に受けようとする技能検定の種類、生年月日及び氏名を記載したもの。）一葉を添付しなければならない。

三 前項第二号イ、ロ若しくはハ又は前項第四号イ若しくはロに掲げる者であつて、三級の技能検定又は自動車タイヤ整備士若しくは自動車車体整備士の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し一年以上の実務の経験を有するもの

四・五 (略)

(三級の受験資格)

第十九条 三級の技能検定を受けようとする者は、当該技能検定に係る学科試験の日の前日（全部免除者にあつては、当該技能検定の申請の日の前日）において次の各号（三級自動車シャシ整備士の技能検定を受ける場合にあつては第五号、三級自動車ガソリン・エンジン整備士又は三級自動車ディーゼル・エンジン整備士の技能検定を受ける場合にあつては第四号、三級二輪自動車整備士の技能検定を受ける場合にあつては第四号及び第五号を除く。）のいずれかに該当する者でなければならない。

一 (略)

二 次に掲げる者であつて、自動車の整備作業に関し六月以上の実務の経験を有するもの

イ 前条第一項第二号イ、ロ又はハに掲げる者

ロ 前条第一項第一号の二口からハまでに掲げる者

ハ 前条第一項第一号の三イ又はロに掲げる者

三 前条第一項第一号の二イ若しくはトからヌまで又は第五号に掲げる者

四・五 (略)

(自動車タイヤ整備士等の受験資格)

第十九条の二 自動車タイヤ整備士等の技能検定を受けようとする者は、当該技能検定に係る学科試験の日の前日（全部免除者にあつては、当該技能検定の申請の日の前日）において次の各号（自動車タイヤ整備士及び自動車電気装置整備士の技能検定を受けようとする者にあつては、第三号（ロ及びハに係るものに限る。）を除く。）のいずれかに該当する者でなければならない。

一 (略)

二 次に掲げる者であつて、受けようとする技能検定に係る自動車の装置の整備作業に関し一年六月以上の実務の経験を有するもの

イ 第十八条第一項第二号イ、ロ又はハに掲げる者（自動車電気装置整備士の技能検定を受ける場合にあつては、電気に関する学科において所定の課程を修めて卒業した者（当該学科において所定の課程を修めて学校教育法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）又は電気に関する学科に係る検定に合格した者）

ロ 第十八条第一項第一号の三イ若しくはロ又は第四号イ若しくはロに掲げる者

三・六 (略)

(技能検定の申請)

第二十条 技能検定を受けようとする者は、受けようとする技能検定の種類ごとに、申請書（第一号様式）を最寄りの運輸監理部長又は運輸支局長を経由して、国土交通大臣に提出しなければならない。この場合において、学科試験又は実技試験（以下「試験」という。）を受ける者にあつては、当該申請書に申請前六箇月以内に撮影した写真（脱帽し正面から上半身を写した縦六センチメートル、横四・五センチメートルのもの。）一葉を添付しなければならない。

(自動車整備士技能検定規則の一部改正)
自動車整備士技能検定規則の一部を次のように改正する。

次の表により、前条の規定による改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、前条の規定による改正後欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは前条の規定による改正後欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、前条の規定による改正後欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で前条の規定による改正後欄にこれに対応するものを掲げていよいものは、これを加える。

改正 後

前条の規定による改正後

(自動車整備士の種類)

第二条 自動車整備士の種類は、次のとおりとする。

- 一級自動車整備士(総合)
- 一級自動車整備士(二輪)
- 二級自動車整備士(総合)
- 二級自動車整備士(二輪)
- 三級自動車整備士(総合)
- 三級自動車整備士(二輪)
- 自動車タイヤ整備士
- 自動車電気・電子制御装置整備士
- 自動車車体・電子制御装置整備士

(自動車整備士の種類)

第二条 自動車整備士の種類は、次のとおりとする。

- 一級大型自動車整備士
- 一級小型自動車整備士
- 一級二輪自動車整備士
- 二級ガソリン自動車整備士
- 二級ジーゼル自動車整備士
- 二級自動車シャシ整備士
- 三級自動車ガソリン・エンジン整備士
- 三級自動車ジーゼル・エンジン整備士
- 三級二輪自動車整備士
- 自動車タイヤ整備士
- 自動車電気装置整備士
- 自動車車体整備士

(技能検定の施行)

第五条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、次条第三項及び第四項の規定により同一種類の技能検定に係る法第五十五条第二項の学科試験(以下「学科試験」という。)及び同項の実技試験(以下「実技試験」という。)の全部が免除される者(以下「全部免除者」という。)についての技能検定は、隨時、申請により行うものとする。

3 (略)

(技能検定の試験及び試験の一部免除)

第六条 学科試験は、筆記の方法により行う。

(削る)

2 (略)

2 口述による学科試験(以下「口述試験」という。)は、同一種類の技能検定に係る筆記による学科試験(以下「筆記試験」という。)に合格した者について行う。

3 筆記試験に合格し口述試験に不合格となつた者に対しては、その筆記試験の日から一年以内に行われる同一種類の技能検定に係る筆記試験を免除する。

4 (略)

4 次の表の上欄に掲げる者については、それぞれ同表の下欄に掲げる試験を免除する。
試験を免除される者
免除される試験

				試験を免除される者
五 （略）	（削る）	（削る）	（削る）	（削る）
四 （略）	（削る）	（削る）	（削る）	（削る）
三 （略）	（略）	（略）	（略）	（略）
二 （略）	（略）	（略）	（略）	（略）
一 （略）	（略）	（略）	（略）	（略）
				免除される試験

第六条の二 前条第四項の表第五号の登録（以下「登録」という。）は、登録試験を行おうとする者の申請により行う。

2 登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一・三 （略）

3 （略）

（登録の要件等）

第六条の三 国土交通大臣は、前条の規定による登録の申請が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一・二 （略）

三 次に掲げる条件のいずれかに適合する者により実技試験の採点を行うものであること。

6 次の表の上欄に掲げる者については、それぞれ同表の下欄に掲げる試験を免除する。
試験を免除される者
免除される試験

				試験を免除される者
五 （略）	一 第六条の十八に規定する一種養成施設の所定の課程を修了して、その修了の日から技能検定の申請の日までに二年を経過しない者で一級・二級若しくは三級の技能検定又は自動車タイヤ整備士、自動車電気装置整備士若しくは自動車車体整備士（以下「自動車タイヤ整備士等」という。）の技能検定を受けるもの	（略）	実技試験	免除される試験
二 （略）	一の二 第六条の十八に規定する一種養成施設の二級ガソリン自動車整備士を養成する課程及び二級ジーゼル自動車整備士を養成する課程を修了して、それぞれの修了の日のうちいちずれか早い日から技能検定の申請の日までに二年を経過しない者で二級自動車シャシ整備士の技能検定を受けるもの	（略）	実技試験	免除される試験
三 （略）	二の二 第六条の十八に規定する二種養成施設の二級ガソリン自動車整備士を養成する課程及び二級ジーゼル自動車整備士を養成する課程を修了して、それぞれの修了の日のうちいちずれか早い日から技能検定の申請の日までに二年を経過しない者で二級自動車シャシ整備士の技能検定を受けるもの	（略）	実技試験	免除される試験
四 職業能力開発促進法による自動車車体整備科を免許職種とする職業訓練指導員試験に合格した者（以下「自動車車体整備科を免許職種とする職業訓練指導員試験合格者」という。）であつて、自動車車体整備士の技能検定を受けるもの	（略）	（略）	実技試験	免除される試験
五 （略）				

<p>第六条の二</p> <p>第六条第六項の表第五号の登録は、登録試験を行おうとする者の申請により行う。</p>
<p>第六条の三</p> <p>第六条第六項の表第五号の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。</p>
<p>一・三</p> <p>(略)</p>
<p>(登録の要件等)</p>
<p>第六条の三</p> <p>国土交通大臣は、前条の規定による登録の申請が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。</p>
<p>一・二</p> <p>(略)</p>
<p>三</p> <p>次に掲げる条件のいずれかに適合する者により口述試験及び実技試験の採点を行うもので</p>

イ、二
（略）
三、次に掲げる各
　　一・二　（略）
　　八条の三　（登録の要件等）

二 次に掲げる条件のいづれかに適合する者により実技試験の採点を行うものであること。

イシ二

2 國土交通大臣は、前条の規定により登録の申請をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その登録をしてはならない。

一 (略)

二 第六条の十三の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 (略)

3 登録は、登録試験実施機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 (略)

2 (略)

第六条の四 登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

3 (略)

(登録試験事務の実施に係る義務)

第六条の五 登録試験実施機関は、公正に、かつ、第六条第二項及び第七条から第十九条の二までの規定並びに第六条の三第一項各号に掲げる要件に適合する方法により登録試験事務を行わなければならぬ。

(登録の取消し等)

第六条の十三 國土交通大臣は、登録試験実施機関が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消し、又は期間を定めて登録試験事務の停止を命ずることができる。

一 (略)

二 (略)

三 (略)

四 (略)

五 (略)

第六条の十七 國土交通大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 登録をしたとき。

二・三 (略)

四 第六条の十三の規定により登録を取り消し、又は登録試験実施事務の停止を命じた行う。

(一級の技能検定)

技能検定の種類		自動車の種類	学科試験の科目	実技試験の科目
一級自動車整備士 (総合) の技能検定	全ての自動車	一構造、機能及び取扱法 二点検、修理、調整及び完 成検査の方法 三整備用機械に関する初等 知識	一基本工作 二点検、分解、組立て、調整 及び完成検査	一構造、機能及び取扱い法 二点検、修理、調整及び完 成検査の方法 三整備用機械に関する初等 知識 四整備用の試験機、計量器 及び工具の構造、機能及び 取扱法
一級自動車整備士 (二輪) の技能検定	二輪の小型自動車及 び二輪の軽自動車			
五 及び用法				
三 修理(修理 技術を含む。)				

2 國土交通大臣は、前条の規定により登録の申請をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その登録をしてはならない。

一 (略)

二 第六条の十三の規定により第六条第六項の表第五号の登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 (略)

3 第六条第六項の表第五号の登録は、登録試験実施機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 (略)

2 (略)

第六条の四 第六条第六項の表第五号の登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

3 (略)

(登録試験事務の実施に係る義務)

第六条の五 登録試験実施機関は、公正に、かつ、第六条第二項及び第四項並びに第七条から第十九条の二までの規定並びに第六条の三第一項各号に掲げる要件に適合する方法により登録試験事務を行わなければならぬ。

(登録の取消し等)

第六条の十三 國土交通大臣は、登録試験実施機関が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消し、又は期間を定めて登録試験事務の停止を命ずることができる。

一 (略)

二 (略)

三 (略)

四 第六条の十三の規定により第六条第六項の表第五号の登録を受けたとき。

(公示)

第六条の十七 國土交通大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 第六条第六項の表第五号の登録をしたとき。

(一級の技能検定)

技能検定の種類		自動車の種類	学科試験の科目	実技試験の科目
一級大型自動車整備士の技能検定	一普通自動車であつて次に掲げるも	一構造、機能及び取扱い法 二点検、修理、調整及び完 成検査の方法 三整備用機械に関する初等 知識 四整備用の試験機、計量器 及び工具の構造、機能及び 取扱い法	一基本工作 二点検、分解、組立て、調整 及び完成検査	一構造、機能及び取扱い法 二点検、修理、調整及び完 成検査の方法 三整備用機械に関する初等 知識 四整備用の試験機、計量器 及び工具の構造、機能及び 取扱い法
二 大型特殊自動車	八トン以上 口 最大積載量が 二トン超 ハ 乗車定員が十 人以上 五 材料及び燃料油脂の性質 及び用法	三知能 四及び工具の構造、機能及び 取扱い法 五材料及び燃料油脂の性質 及び用法	三修理 四整備用の試験機、計量器 及び工具の構造、機能及び 取扱い法	三修理 四整備用の試験機、計量器 及び工具の取扱い

技能検定の種類	自動車の種類	学科試験の科目	実技試験の科目
三級自動車整備士 (総合) の技能検定	全ての自動車	一 構造、機能及び取扱法に関する初等知識 二 点検、修理及び調整に関する初等知識 三 整備用の試験機、計量器及び工具の構造、機能及び取扱法に関する初等知識 四 材料及び燃料油脂の性質及び用法に関する初等知識 五 保安基準その他の自動車の整備に関する法規	一 簡単な基本工作 二 分解、組立て、簡単な点検及び調整 三 簡単な修理 四 用の試験機、計量器及び工具の取扱い
二輪の小型自動車及び二輪の軽自動車			

に關し、それぞれ

同表の学科試験の科目の欄及び実技試験の科目の欄に掲げる科目について行

備士の技能検定

第九条 三級の技能検定の学科試験及び実技試験は、次の表の自動車、シャシ又はエンジンの種類の欄に掲げる自動車、シャシ又はエンジンに関し、それぞれ同表の学科試験の科目の欄及び実技試験の科目の欄に掲げる科目について行つ。

技能検定の種類	自動車、シャシ又はエンジンの種類	学科試験の科目	実技試験の科目
三級自動車シャシ 整備士の技能検定	普通自動車等シャシ エンジンの種類	一構造、機能及び取扱法に関する初等知識	一簡単な基本工作
三級自動車ガソリ ン・エンジン整備 士の技能検定	普通ガソリン自動 車、小型四輪ガソリ ン自動車、三輪の小 型自動車、四輪の軽 自動車及び三輪の軽 自動車のエンジン	二点検、修理及び調整に関する初等知識	二分解、組立て、簡単な点検及び調整
三級自動車ジーゼ ル・エンジン整備 士の技能検定	ジーゼル自動車の工 具	三整備用の試験機、計量器 及び工具の構造、機能及び 取扱法に関する初等知識	三簡単な修理 及 用の試験機、 計量器及び工具の取扱い
三級二輪自動車整 備士の技能検定	二輪の小型自動車及 び二輪の軽自動車	四材料及び燃料油脂の性質 及び用法に関する初等知識	四簡単な整備 及 用の試験機、 計量器及び工具の取扱い
	五保安基準その他の自動車 の整備に関する法規		

二級ジーゼル自動車整備士の技能検定

(自動車タイヤ整備士等の技能検定)

第十一条 自動車タイヤ整備士等の技能検定の学科試験及び実技試験は、次の表の自動車の装置の種類の欄に掲げる自動車の装置に関し、それぞれ同表の学科試験の科目の欄及び実技試験の科目の欄に掲げる科目について行う。

技能検定の種類	自動車の装置の種類	学科試験の科目	実技試験の科目
自動車タイヤ整備士の技能検定	タイヤ及びその附属装置	一構造、機能及び取扱法 二点検、修理、調整及び完結検査の方法	一基本工作 二点検、分解、組立て、調整及び完成検査
自動車電気・電子制御装置整備士の技能検定	電気装置及び電子制御装置	三整備用機械に関する初等知識 四整備用の試験機、計量器及び工具の構造、機能及び取扱法	三修理 四整備用の試験機、計量器及び工具の取扱法
自動車車体・電子制御装置整備士の技能検定	車わく及び車体並びに電子制御装置	五材料の性質及び用法 六図面に関する一般知識 七保安基準その他の自動車の整備に関する法規	五材料の性質及び用法 六図面に関する一般知識 七保安基準その他の自動車の整備に関する法規

技能検定の種類	自動車の装置の種類	学科試験の科目	実技試験の科目
自動車タイヤ整備士の技能検定	タイヤ及びその附属装置	一構造、機能及び取扱法 二点検、修理、調整及び完結検査の方法	一基本工作 二点検、分解、組立て、調整及び完成検査
自動車電気装置整備士の技能検定	電気装置	三整備用機械に関する初等知識 四整備用の試験機、計量器及び工具の構造、機能及び取扱法	三修理 四整備用の試験機、計量器及び工具の取扱法
自動車車体整備士の技能検定	車わく及び車体	五材料の性質及び用法 六図面に関する一般知識 七保安基準その他の自動車の整備に関する法規	五材料の性質及び用法 六図面に関する一般知識 七保安基準その他の自動車の整備に関する法規

(自動車タイヤ整備士等の技能検定)

第十一条 自動車タイヤ整備士等の技能検定の学科試験及び実技試験は、次の表の自動車の装置の種類の欄に掲げる自動車の装置に関し、それぞれ同表の学科試験の科目の欄及び実技試験の科目の欄に掲げる科目について行う。

第十七条 一級自動車整備士(総合)の技能検定を受けようとする者は、当該技能検定に係る学科試験の日の前日(全部免除者にあつては、当該技能検定の申請の日の前日)において次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一級自動車整備士(総合)の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し三年以上の実務の経験を有する者

一級自動車整備士(二輪)の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し三年以上の実務の経験を有する者

二級自動車整備士(二輪)の技能検定に合格した者であつて、一種養成施設の一級自動車の実務の経験を有する者

二級自動車整備士(総合)の技能検定に合格した者であつて、一種養成施設の一級の課程を修了したもの

一級自動車整備士(総合)の技能検定を受けようとする者は、当該技能検定に係る学科試験の日の前日(全部免除者にあつては、当該技能検定の申請の日の前日)において次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一級自動車整備士(二輪)の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し三年以上の実務の経験を有する者

二級自動車整備士(二輪)の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し三年以上の実務の経験を有する者

二級自動車整備士(二輪)の技能検定に合格した者であつて、一種養成施設の一級自動車の実務の経験を有する者

二級自動車整備士(二輪)の技能検定に合格した者であつて、一種養成施設の一級の課程を修了したもの

前項第一号又は第三号に掲げる者

(二級の受験資格)

第十八条 二級自動車整備士(総合)の技能検定を受けようとする者は、当該技能検定に係る学科試験の日の前日(全部免除者にあつては、当該技能検定の申請の日の前日)において次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

二級自動車整備士(二輪)の技能検定を受けようとする者は、当該技能検定に係る学科試験の日の前日(全部免除者にあつては、当該技能検定の申請の日の前日)において次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

二級自動車整備士(二輪)の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し三年以上の実務の経験を有する者

二級自動車整備士(二輪)の技能検定に合格した者であつて、一種養成施設の一級自動車の実務の経験を有する者

二級自動車整備士(総合)の技能検定に合格した者であつて、一種養成施設の一級の課程を修了したもの

(二級の受験資格)

第十八条 二級ガソリン自動車整備士、二級ジーゼル自動車整備士又は二級二輪自動車整備士の技能検定を受けようとする者は、当該技能検定に係る学科試験の日の前日(全部免除者にあつては、当該技能検定の申請の日の前日)において次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

二級ガソリン自動車整備士(総合)の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し三年以上の実務の経験を有する者

二級ガソリン自動車整備士(総合)の技能検定に合格した者であつて、一種養成施設の一級自動車の実務の経験を有する者

二級ガソリン自動車整備士(総合)の技能検定に合格した者であつて、一種養成施設の一級の課程を修了したもの

前項第一号又は第三号に掲げる者

(二級の受験資格)

第十八条 二級ガソリン自動車整備士、二級ジーゼル自動車整備士又は二級二輪自動車整備士の技能検定を受けようとする者は、当該技能検定に係る学科試験の日の前日(全部免除者にあつては、当該技能検定の申請の日の前日)において次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

二級ガソリン自動車整備士(二輪)の技能検定を受けようとする者は、当該技能検定に係る学科試験の日の前日(全部免除者にあつては、当該技能検定の申請の日の前日)において次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

二級ガソリン自動車整備士(二輪)の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し三年以上の実務の経験を有する者

二級ガソリン自動車整備士(二輪)の技能検定に合格した者であつて、一種養成施設の一級自動車の実務の経験を有する者

二級ガソリン自動車整備士(二輪)の技能検定に合格した者であつて、一種養成施設の一級の課程を修了したもの

前項第一号又は第三号に掲げる者

(二級の受験資格)

一の二 次に掲げる者であつて、三級自動車整備士（総合）の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し二年以上の実務の経験を有するもの

イ・ヘ (略)

ト 一種養成施設の三級自動車整備士（総合）の課程を修了した者

チ 自動車の整備技術の教育を行う機関であつて国土交通大臣の定めるものにおいて三級自動車整備士（総合）の課程を修めて卒業した者

リ 国土交通大臣が、三級自動車整備士（総合）の受験資格を有する者の自動車の整備作業

に関する技能と同等以上の技能を有すると認めた者

一の三 自動車タイヤ整備士等の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し二年以上の実務の経験を有する者

（削る）

一の四 (略)

二 次に掲げる者であつて、三級自動車整備士（総合）の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し一年以上の実務の経験を有するもの

イ・ロ (略)

（削る）

三 職業能力開発校において自動車整備科を訓練科とする職業訓練の課程を修了し、訓練期間が二年以上で訓練時間が二千八百時間以上の職業訓練を受けた者であつて、三級自動車整備士（総合）の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し一年以上の実務の経験を有するもの

四 二級自動車整備士（二輪）の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し一年以上の実務の経験を有する者

（削る）

（削る）

六 五 (略)

一種養成施設の二級自動車整備士（総合）の課程を修了した者

七 自動車に関する学科を有する大学であつて国土交通大臣が定めるものにおいて当該学科の二級自動車整備士（総合）の課程を修めて卒業した者（当該課程を修めて専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）

（略）

2 二級自動車整備士（二輪）の技能検定を受けようとする者は、当該技能検定に係る学科試験の日の前日（全部免除者があつては、当該技能検定の申請の日の前日）において次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一 三級自動車整備士（二輪）の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し三年以上の実務の経験を有する者

一の二 次に掲げる者であつて、三級の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し二年以上の実務の経験を有するもの

イ・ヘ (略)

ト 一種養成施設の三級の課程を修了した者

チ 自動車の整備技術の教育を行う機関であつて国土交通大臣の定めるものにおいて三級の課程を修めて卒業した者

リ 国土交通大臣が、三級の受験資格を有する者の自動車の整備作業に関する技能と同等以上の技能を有すると認めた者

（新設）

一の三 (略)

二 次に掲げる者であつて、三級の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し一年以上の実務の経験を有するもの

イ・ロ (略)

（新設）

三 二級自動車シャシ整備士の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し一年以上の実務の経験を有する者

四 職業能力開発校において自動車整備科を訓練科とする職業訓練の課程を修了し、訓練期間が二年以上で訓練時間が二千八百時間以上の職業訓練を受けた者であつて、三級の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し一年以上の実務の経験を有するもの

（新設）

四の二 次に掲げる者であつて、二級自動車シャシ整備士の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し六月以上の実務経験を有するもの

イ 第二号イ又はロに掲げる者

ロ 職業能力開発校において自動車整備科を訓練科とする職業訓練の課程を修了した者であつて、訓練期間が二年以上で訓練時間が二千八百時間以上の職業訓練を受けたもの

四の三 第一号の二ハ又はニに掲げる者であつて、二級自動車シャシ整備士の技能検定に合格したもの

したるもの

（略）

六 一 種養成施設の二級の課程を修了した者

七 自動車に関する学科を有する大学であつて国土交通大臣が定めるものにおいて当該学科の二級の課程を修めて卒業した者（当該課程を修めて専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）

（略）

2 二級自動車シャシ整備士の技能検定を受けようとする者は、当該技能検定に係る学科試験の日の前日（全部免除者があつては、当該技能検定の申請の日の前日）において次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一 三級の技能検定又は自動車タイヤ整備士若しくは自動車車体整備士の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し二年以上の実務の経験を有する者

二 次に掲げる者であつて、受けようとする技能検定に係る自動車の装置の整備作業に関するもの
年六月以上の実務の経験を有するもの

- イ** 第十八条第一項第二号イ又はロに掲げる者
ロ 前条第二号ハに掲げる者
ハ 職業能力開発校において自動車整備科を訓練科とする職業訓練の課程を修了した者であつて、訓練期間が二年以上で訓練時間が二千八百時間以上の職業訓練を受けたもの

三〇六 (略)
(技能検定の申請)

第二十条 (略)

- 2 (略)

3 第六条第三項又は第四項の規定により試験の免除を受けようとする者は、試験の免除を受けける資格を有することを証する書面を提示しなければならない。

- 4 (略)

別表 (第六条の二、第六条の三関係)

- 一 (略)

二 実技試験の受験者が受験前に待機するための部屋

三〇七十三 (略)

第一号様式中「又は第5項」を削り、第6条第6項】を「第6条第4項】に改め、同様式注2中「かい書」を「書類」に改める。

(道路運送車両法施行規則の一部改正)

第三条 道路運送車両法施行規則(昭和二十六年運輸省令第七十四号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に對応して掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に對応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、当該規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改 正 後

(整備管理者の資格)

第三十一条の四 法第五十条第一項の自動車の点検及び整備に関する実務経験その他について国土交通省令で定める一定の要件は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、法第五十三条に規定する命令により解任され、解任の日から二年(前条第一号又は第二号の規定の適用を受けて選任される整備管理者にあつては、五年)を経過しない者でないこととする。

- 一 (略)
二 自動車整備士技能検定規則(昭和二十六年運輸省令第七十一号。以下「検定規則」という。)の規定による一級、二級又は三級の自動車整備士技能検定に合格した者であること。

三 (略)

(認証基準)

第五十七条 法第八十条第一項第一号の事業場の設備及び従業員の基準は、次のとおりとする。

二 第十八条第一項第二号イ若しくはロ若しくは第四号の二ロ又は前条第二号ハに掲げる者であつて、受けようとする技能検定に係る自動車の装置の整備作業に関するもの
の経験を有するもの

- (新設)
(新設)

三〇六 (略)
(技能検定の申請)

第二十条 (略)

- 2 (略)

3 第六条第三項、第五項又は第六項の規定により、試験の免除を受けようとする者は、試験の免除を受ける資格を有することを証する書面を提示しなければならない。

- 4 (略)

別表 (第六条の二、第六条の三関係)

- 一 (略)

二 口述試験又は実技試験の受験者が受験前に待機するための部屋

三〇七十三 (略)

改 正 前

(整備管理者の資格)

第三十一条の四 法第五十条第一項の自動車の点検及び整備に関する実務経験その他について国土交通省令で定める一定の要件は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、法第五十三条に規定する命令により解任され、解任の日から二年(前条第一号又は第二号の規定の適用を受けて選任される整備管理者にあつては、五年)を経過しない者でないこととする。

- 一 (略)
二 自動車整備士技能検定規則(昭和二十六年運輸省令第七十一号。)の規定による一級、二級又は三級の自動車整備士技能検定に合格した者であること。

三 (略)

(認証基準)

第五十七条 法第八十条第一項第一号の事業場の設備及び従業員の基準は、次のとおりとする。

七 事業場において特定整備に従事する従業員について、次のイからハまでに掲げる事業場の区分に応じ、当該イからハまでに定める要件を満たすこと。

イ 分解整備を行う事業場（ハに掲げるものを除く。）次の(1)から(4)までに掲げる事業場の区分に応じ、当該(1)から(4)までに定める要件を満たすこと。

(1) 原動機を対象とする分解整備を行う事業場（②に掲げるものを除く。）少なくとも一人の検定規則の規定による一級自動車整備士（総合）又は二級自動車整備士（総合）の技能検定に合格した者を有し、かつ、検定規則の規定による一級自動車整備士（総合）、二級自動車整備士（総合）又は三級自動車整備士（総合）の技能検定に合格した者の数が、従業員の数を四で除して得た数（その数に一未満の端数があるときは、これを一とする。）以上であること。

(2) 原動機を対象とする分解整備を行う事業場であつて、対象とする自動車が二輪の小型自動車のみであるもの（少なくとも一人の検定規則の規定による一級又は二級の自動車整備士の技能検定に合格した者を有し、かつ、検定規則の規定による一級、二級又は三級の自動車整備士の技能検定に合格した者の数が、従業員の数を四で除して得た数（その数に一未満の端数があるときは、これを一とする。）以上であること。

(3) 原動機を対象とする分解整備を行わない事業場（④に掲げるものを除く。）少なくとも一人の検定規則の規定による一級自動車整備士（総合）若しくは二級自動車整備士（総合）の技能検定に合格した者又は検定規則の規定による自動車車体・電子制御装置整備士の技能検定に合格した者であつて国土交通大臣が定める講習を修了した者を有し、かつ、検定規則の規定による一級自動車整備士（総合）、二級自動車整備士（総合）若しくは三級自動車整備士（総合）の技能検定に合格した者又は検定規則の規定による自動車車体・電子制御装置整備士の技能検定に合格した者であつて国土交通大臣が定める講習を修了した者の数が、従業員の数を四で除して得た数（その数に一未満の端数があるときは、これを一とする。）以上であること。

(4) 原動機を対象とする分解整備を行わない事業場であつて、対象とする自動車が二輪の小型自動車のみであるもの（少なくとも一人の検定規則の規定による一級若しくは二級の自動車整備士の技能検定に合格した者又は検定規則の規定による自動車車体・電子制御装置整備士の技能検定に合格した者であつて国土交通大臣が定める講習を修了した者を有し、かつ、検定規則の規定による一級自動車整備士（総合）、二級若しくは三級の自動車整備士の技能検定に合格した者又は検定規則の規定による自動車車体・電子制御装置整備士若しくは自動車電気・電子制御装置整備士又は自動車車体・電子制御装置整備士の技能検定に合格した者の数が、従業員の数を四で除して得た数（その数に一未満の端数があるときは、これを一とする。）以上であること。

口

電子制御装置整備を行う事業場（ハに掲げるものを除く。）少なくとも一人の検定規則の規定による一級自動車整備士（総合）、二級自動車整備士（総合）、自動車電気・電子制御装置整備士又は自動車車体・電子制御装置整備士の技能検定に合格した者を有し、かつ、検定規則の規定による一級自動車整備士（総合）、二級自動車整備士（総合）、三級自動車整備士（総合）、自動車電気・電子制御装置整備士又は自動車車体・電子制御装置整備士の技能検定に合格した者の数が、従業員の数を四で除して得た数（その数に一未満の端数があるときは、これを一とする。）以上であること。

七 事業場において特定整備に従事する従業員について、次のイからハまでに掲げる事業場の区分に応じ、当該イからハまでに定める要件を満たすこと。

イ 分解整備を行う事業場（ハに掲げるものを除く。）少なくとも一人の自動車整備士技能検定規則の規定による一級又は二級の自動車整備士の技能検定（当該事業場が原動機を対象とする分解整備を行つては、二級自動車シャシ整備士の技能検定を除く。ハ前段並びに第六十二条の二の二第一項第七号イ及びハにおいて同じ。）に合格した者を有し、かつ、一級、二級又は三級の自動車整備士の技能検定に合格した者の数が、従業員の数を四で除して得た数（その数に一未満の端数があるときは、これを一とする。）以上であること。

口

電子制御装置整備を行う事業場（ハに掲げるものを除く。）少なくとも一人の自動車整備士技能検定規則の規定による一級の自動車整備士の技能検定（一級二輪自動車整備士の技能検定を除く。ハ前段並びに第六十二条の二の二第一項第七号口及びハにおいて同じ。）に合格した者又は同規則の規定による一級二輪自動車整備士、二級の自動車整備士、自動車車体整備士若しくは自動車電気装置整備士の技能検定に合格した者であつて電子制御装置整備に必要な知識及び技能について運輸監理部長若しくは運輸支局長が行う講習を修了した者を有し、かつ、一級、二級若しくは三級の自動車整備士、自動車車体整備士又は自動車電気装置整備士の技能検定に合格した者の数が、従業員の数を四で除して得た数（その数に一未満の端数があるときは、これを一とする。）以上であること。

ハ

分解整備及び電子制御装置整備を行う事業場 次の(1)又は(2)に掲げる事業場の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める要件を満たすこと。

(1) 原動機を対象とする分解整備を行う事業場 少なくとも一人の一級の自動車整備士の技能検定に合格した者又は同規則の規定による一級二輪自動車整備士若しくは二級の自動車整備士の技能検定に合格した者であつて電子制御装置整備に必要な知識及び技能について運輸監理部長若しくは運輸支局長が行う講習を修了した者を有し、かつ、一級、二級又は三級の自動車整備士の技能検定に合格した者の数が、従業員の数を四で除して得た数(その数に一未満の端数があるときは、これを一とする)以上であること。

(2) 原動機を対象とする分解整備を行わない事業場 少なくとも一人の検定規則の規定による一級自動車整備士(総合) 若しくは二級自動車整備士(総合)の技能検定に合格した者又は検定規則の規定による自動車車体・電子制御装置整備士の技能検定に合格した者であつて国土交通大臣が定める講習を修了した者を有し、かつ、検定規則の規定による一級自動車整備士(総合)、二級自動車整備士(総合)の技能検定に合格した者を有する一級自動車整備士(総合)、二級自動車整備士(総合)若しくは三級自動車整備士(総合)の技能検定に合格した者又は検定規則の規定による自動車車体・電子制御装置整備士の技能検定に合格した者であつて国土交通大臣が定める講習を修了した者の数が、従業員の数を四で除して得た数(その数に一未満の端数があるときは、これを一とする)以上であること。

(自動車特定整備事業者の遵守事項)

第六十二条の二の二 法第九十一条の三の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一〇六 (略)

七 事業場ごとに、当該事業場において特定整備に從事する従業員であつて、かつ、次のイからハまでに掲げる事業場の区分に応じ、当該イからハまでに定める者の中少なくとも一人

に特定整備及び法第九十五条の特定整備記録簿の記載に関する事項を統括管理させること(自ら統括管理する場合を含む)。ただし、当該事項を統括管理する者(以下「整備主任者」という)は、他の事業場の整備主任者になることができない。

イ 分解整備を行う事業場(ハに掲げるものを除く) 次の(1)から(4)までに掲げる事業場の区分に応じ、当該(1)から(4)までに定める者

(1) 原動機を対象とする分解整備を行う事業場(2)に掲げるものを除く) 検定規則の規定による一級自動車整備士(総合)又は二級自動車整備士(総合)の技能検定に合格した者

(2) 原動機を対象とする分解整備を行う事業場であつて、対象とする自動車が二輪の小型自動車のみであるもの 検定規則の規定による一級又は二級の自動車整備士の技能検定に合格した者

(3) 原動機を対象とする分解整備を行わない事業場(4)に掲げるものを除く) 検定規則の規定による一級自動車整備士(総合)若しくは二級自動車整備士(総合)の技能検定に合格した者又は検定規則の規定による自動車車体・電子制御装置整備士の技能検定に合格した者であつて国土交通大臣が定める講習を修了した者

(4) 原動機を対象とする分解整備を行わない事業場であつて、対象とする自動車が二輪の小型自動車のみであるもの 検定規則の規定による一級若しくは二級の自動車整備士の技能検定に合格した者又は検定規則の規定による自動車車体・電子制御装置整備士又は

ハ

分解整備及び電子制御装置整備を行う事業場 少なくとも一人の一級の自動車整備士の技能検定に合格した者又は同規則の規定による一級二輪自動車整備士若しくは二級の自動車整備士の技能検定に合格した者であつて電子制御装置整備に必要な知識及び技能について運輸監理部長若しくは運輸支局長が行う講習を修了した者を有し、かつ、一級、二級又は三級の自動車整備士の技能検定に合格した者の数が、従業員の数を四で除して得た数(その数に一未満の端数があるときは、これを一とする)以上であること。

(自動車特定整備事業者の遵守事項)

第六十二条の二の二 法第九十一条の三の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一〇六 (略)

七 事業場ごとに、当該事業場において特定整備に從事する従業員であつて、かつ、次のイからハまでに掲げる事業場の区分に応じ、当該イからハまでに定める者の中少なくとも一人

に特定整備及び法第九十五条の特定整備記録簿の記載に関する事項を統括管理させること(自ら統括管理する場合を含む)。ただし、当該事項を統括管理する者(以下「整備主任者」という)は、他の事業場の整備主任者になることができない。

イ 分解整備を行う事業場(ハに掲げるものを除く) 一級又は二級の自動車整備士の技能検定に合格した者

口 電子制御装置整備を行う事業場(ハに掲げるものを除く) 一級の自動車整備士の技能

自動車整備士(総合)、二級自動車整備士(総合)、自動車車体・電子制御装置整備士又は自動車電気・電子制御装置整備士の技能検定に合格した者

口 電子制御装置整備を行う事業場(ハに掲げるものを除く) 一級の自動車整備士の技能検定に合格した者又は一級二輪自動車整備士、二級の自動車整備士、自動車車体整備士若しくは自動車電気装置整備士の技能検定に合格した者であつて電子制御装置整備に必要な知識及び技能について運輸監理部長若しくは運輸支局長が行う講習を修了した者

八 分解整備及び電子制御装置整備を行う事業場 次の(1)又は(2)に掲げる事業場の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める者

(1) 原動機を対象とする分解整備を行なう事業場 検定規則の規定による一級自動車整備士

(総合) 又は二級自動車整備士(総合)の技能検定に合格した者

(2) 原動機を対象とする分解整備を行わない事業場 検定規則の規定による一級自動車整備士

(総合) 若しくは二級自動車整備士(総合)の技能検定に合格した者又は検定規則の規定による自動車車体・電子制御装置整備士の技能検定に合格した者であつて国土交

通大臣が定める講習を修了した者

八〇十 (略)

2 (略)

3 前項の届出書には、同項第三号の者が第一項第七号本文に規定する者に該当することを証する書面を添付しなければならない。

八 分解整備及び電子制御装置整備を行う事業場 一級の自動車整備士の技能検定に合格した者又は一級二輪自動車整備士若しくは二級の自動車整備士の技能検定に合格した者であつて電子制御装置整備に必要な知識及び技能について運輸監理部長若しくは運輸支局長が行う講習を修了した者

八〇十 (略)

2 (略)

3 前項の届出書には、同項第三号の者が一級若しくは二級の自動車整備士の技能検定(第一項第七号口及びハに掲げる事業場があつては、一級の自動車整備士の技能検定(一級二輪自動車整備士の技能検定を除く。)に限る。)に合格したこと又は電子制御装置整備に必要な知識及び技能について運輸監理部長若しくは運輸支局長が行う講習を修了したこと(前項第三号の者が第一項第七号口及びハに掲げる事業場の統括管理業務を行う場合に限る。)を証する書面を添付しなければならない。

(指定自動車整備事業規則の一部改正)
第四条 指定自動車整備事業規則(昭和三十七年運輸省令第四十九号)の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、當該規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改 正 後

(自動車検査員の要件)

第四条 法第九十四条の四第一項の自動車検査員は、次の各号のいづれかに該当する者でなければならぬ。

一 次のイ又はロに掲げる事業場の区分に応じ、当該イ又はロに定める者
イ 口以外の事業場 道路運送車両法施行規則第六十二条の二の二第一項第七号イ(1)若しくは(3)又はハに掲げる事業場の整備主任者(自動車車体・電子制御装置整備士の技能検定のみに合格した者を除く。ロにおいて同じ。)として一年以上(一級自動車整備士(総合)の技能検定に合格した者にあつては、六月以上)の実務の経験を有し、適切に業務を行つていた者であつて、自動車の検査に必要な知識及び技能について地方運輸局長が行う教習を修了したもの

修了したもの

ロ 対象とする自動車が二輪の小型自動車のみである事業場 道路運送車両法施行規則第六十二条の二の二第一項第七号イ又はハに掲げる事業場の整備主任者として一年以上(一級自動車整備士(総合)又は一級自動車整備士(二輪)の技能検定に合格した者にあつては、六月以上)の実務の経験を有し、適切に業務を行つていた者であつて、自動車の検査に必要な知識及び技能について地方運輸局長が行う教習を修了したもの

二〇四 (略)

二〇四 (略)

第五条 (総合特別区域法に基づく道路運送車両法の特例に関する省令の一部改正)
総合特別区域法に基づく道路運送車両法の特例に関する省令(平成〇〇年〇〇月〇〇日)に、
次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に

(自動車点検員)	
第十四条 指定点検整備事業者は、事業場ごとに、次の各号のいずれかに該当する一定の実務の経験その他の要件を備える者のうちから、自動車点検員を選任し、その者に第七条第一項第四号の点検を行わせなければならない。	
<p>一 口のイ又は口に掲げる事業場の区分に応じ、当該イ又は口に定める者</p> <p>イ 口以外の事業場、道路運送車両法施行規則第六十二条の二の二第一項第七号イ(1)若しくは(3)又はハに掲げる事業場の整備主任者(自動車車体・電子制御装置整備士の技能検定のみに合格した者を除く。口において同じ。)として一年以上(一級自動車整備士(総合)の技能検定に合格した者にあっては、六月以上)の実務の経験を有し、適切に業務を行つて、自動車の検査に必要な知識及び技能について地方運輸局長が行う教習のうち点検に係るものを修了したもの</p>	<p>二 口 対象とする自動車が二輪の小型自動車のみである事業場</p> <p>十二条の二の二第二項第七号イ又はハに掲げる事業場の整備主任者として一年以上(一級自動車整備士(総合)又は一級自動車整備士(二輪)の技能検定に合格した者にあっては、六月以上)の実務の経験を有し、適切に業務を行つて、自動車の検査に必要な知識及び技能について地方運輸局長が行う教習のうち点検に係るものを修了したもの</p>
<p>二～四 (略)</p>	<p>二～四 (略)</p>
(自動車点検員)	
第十四条 指定点検整備事業者は、事業場ごとに、次の各号のいずれかに該当する一定の実務の経験その他の要件を備える者のうちから、自動車点検員を選任し、その者に第七条第一項第四号の点検を行わせなければならない。	
<p>一 道路運送車両法施行規則第六十二条の二の二第一項第七号の整備主任者(同号イ又はハに掲げる事業場の整備主任者に限り、二級自動車整備士の技能検定のみに合格した者を除く。)として一年以上(一級の自動車整備士の技能検定に合格した者にあっては、六月以上)の実務の経験を有し、適切に業務を行つて、自動車の検査に必要な知識及び技能について地方運輸局長が行う教習のうち点検に係るものを修了したもの</p>	
<p>二～四 (略)</p>	

第三条 第一条改正前規則第二十条の規定により添付する写真は、第一条改正後規則第二十条の規定にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができます。	第四条 第二条の規定による自動車整備士技能検定規則（以下「第二条改正前規則」という。）	第五条 第二条の規定による改正前の自動車整備士技能検定規則（以下「第二条改正後規則」という。）	第六条 第一条改正前規則第三条に規定する技能検定（以下「旧検定」という。）のうち次の表の上欄に掲げる自動車整備士の技能検定に合格している者は、この省令による改正後の道路運送車両法施行規則第五十七条及び第六十二条の二の二、指定自動車整備事業規則第四条並びに総合特別区域に基づく道路運送車両法の特例に関する省令第十四条の規定を適用する場合を除き、それぞれ、第二条改正後規則に規定する同表の下欄に掲げる自動車整備士の技能検定に合格している者とみなされます。	第七条 第二条の規定による自動車整備士技能検定規則（一部改正に伴う経過措置）	第八条 第二条の規定による自動車整備士技能検定規則（以下「第二条改正後規則」という。）
三級自動車整備士	二級二輪自動車整備士	一級大型自動車整備士	一級小型自動車整備士	三級自動車整備士	二級自動車整備士（総合）
三級自動車ガソリン・エンジン整備士	二級ガソリン自動車整備士	二級大型自動車整備士	二級小型自動車整備士	三級自動車ガソリン・エンジン整備士	二級自動車整備士（二輪）
三級自動車二輪自転車整備士	二級二輪自動車整備士	二級大型自動車整備士	二級小型自動車整備士	三級自動車二輪自転車整備士	二級自動車整備士（総合）

自動車電気装置整備士	自動車車体・電子制御装置整備
------------	----------------

令和十年四月一日（一級の課程を修了した場合にあっては、令和十一年四月一日）以後における第二条改正後規則第十七条から第十九条の二までの規定の適用については、第二条改正前規則第六条の十八第一項第一号に規定する一種養成施設、第二条改正前規則第十八条第一項第一号の二子に規定する自動車の整備技術の教育を行う機関であつて国土交通大臣の定めるもの又は同項第七号に規定する自動車に関する学科を有する大学であつて国土交通大臣が定めるものにおいて次の表の上欄に掲げる自動車整備士の課程を修了したものは、それぞれ同表の下欄に掲げる自動車整備士の課程を修了した者とみなす。

(4)七号イ(3)七条及び第	七号イ(2)七条第	七号イ(1)七条第
又は三級の自動車整備士	又は三級の自動車整備士（総合）	又は二級自動車整備士（総合）
又は三級の自動車整備士	若しくは二級の自動車整備士（総合）又は三級の自動車整備士（総合）	若しくは二級の自動車整備士（総合）又は三級の自動車整備士（総合）

（道路運送車両法施行規則の一部改正に伴う経過措置）
第八条 少なくとも一人の旧検定に合格した者を有する事業場に関する第三条の規定による改正後の道路運送車両法施行規則（以下「新道路運送車両法施行規則」という。）第五十七条及び第六十二条の二の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる新道路運送車両法施行規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一級の課程	一級自動車整備士（総合）の課程及び一級自動車整備士（二輪）の課程
二級の課程	二級自動車整備士（総合）の課程及び二級自動車整備士（二輪）の課程
三級の課程	三級自動車整備士（総合）の課程及び三級自動車整備士（二輪）の課程

七号ハ(2)七条第	七号ハ(1)七条第	七号口
又は三級の自動車整備士（総合）又は三級の自動車整備士（総合）	又は二級自動車整備士（総合）の技能検定に合格した者	又は自動車車体・電子制御装置の技能検定に合格した者
又は三級の自動車整備士（総合）又は三級の自動車整備士（総合）	又は二級自動車整備士（総合）又は三級の自動車整備士（総合）	又は自動車車体・電子制御装置の技能検定に合格した者

<p>第九条 少なくとも一人の旧検定に合格した者を有する事業場に関して第四条の規定による改正後の指定自動車整備事業規則（以下「新指定自動車整備事業規則」という。）第四条の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる新指定自動車整備事業規則の規定中同表の中欄に掲げる字句とする。</p> <p>（指定期自動車整備事業規則の一部改正に伴う経過措置）</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>第一項第七号本文</th><th>第一項第七号本文 に第一項第七号本文（自動車整備士技能検定規則等の一部を改正する省令附則第八条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）を改正する場合を含む。</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>又は二級自動車整備士（総合）</td><td>又は二級自動車整備士（総合）</td></tr> <tr> <td>第一項第七号本文 に第一項第七号本文（自動車整備士技能検定規則等の一部を改正する省令附則第八条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）を改正する場合を含む。</td><td>又は二級自動車整備士（総合）</td></tr> </tbody> </table>	第一項第七号本文	第一項第七号本文 に第一項第七号本文（自動車整備士技能検定規則等の一部を改正する省令附則第八条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）を改正する場合を含む。	又は二級自動車整備士（総合）	又は二級自動車整備士（総合）	第一項第七号本文 に第一項第七号本文（自動車整備士技能検定規則等の一部を改正する省令附則第八条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）を改正する場合を含む。	又は二級自動車整備士（総合）
第一項第七号本文	第一項第七号本文 に第一項第七号本文（自動車整備士技能検定規則等の一部を改正する省令附則第八条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）を改正する場合を含む。						
又は二級自動車整備士（総合）	又は二級自動車整備士（総合）						
第一項第七号本文 に第一項第七号本文（自動車整備士技能検定規則等の一部を改正する省令附則第八条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）を改正する場合を含む。	又は二級自動車整備士（総合）						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>第一項第七号本文</th><th>第一項第七号本文 に第一項第七号本文（自動車整備士技能検定規則等の一部を改正する省令附則第八条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）を改正する場合を含む。</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>又は二級自動車整備士（総合）</td><td>又は二級自動車整備士（総合）</td></tr> <tr> <td>第一項第七号本文 に第一項第七号本文（自動車整備士技能検定規則等の一部を改正する省令附則第八条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）を改正する場合を含む。</td><td>又は二級自動車整備士（総合）</td></tr> </tbody> </table>	第一項第七号本文	第一項第七号本文 に第一項第七号本文（自動車整備士技能検定規則等の一部を改正する省令附則第八条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）を改正する場合を含む。	又は二級自動車整備士（総合）	又は二級自動車整備士（総合）	第一項第七号本文 に第一項第七号本文（自動車整備士技能検定規則等の一部を改正する省令附則第八条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）を改正する場合を含む。	又は二級自動車整備士（総合）	
第一項第七号本文	第一項第七号本文 に第一項第七号本文（自動車整備士技能検定規則等の一部を改正する省令附則第八条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）を改正する場合を含む。						
又は二級自動車整備士（総合）	又は二級自動車整備士（総合）						
第一項第七号本文 に第一項第七号本文（自動車整備士技能検定規則等の一部を改正する省令附則第八条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）を改正する場合を含む。	又は二級自動車整備士（総合）						

第十四条第一号	第十四条第一号	第十四条第一号	第十四条第一号
又は二級自動車整備士（総合）	又は二級自動車整備士（二輪）	又は二級自動車整備士（総合）	又は二級自動車整備士（電子制御装置整備）
第一項第七号本文 に第一項第七号本文（自動車整備士技能検定規則等の一部を改正する省令附則第八条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）を改正する場合を含む。	第一項第七号本文 に第一項第七号本文（自動車整備士技能検定規則等の一部を改正する省令附則第八条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）を改正する場合を含む。	第一項第七号本文 に第一項第七号本文（自動車整備士技能検定規則等の一部を改正する省令附則第八条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）を改正する場合を含む。	第一項第七号本文 に第一項第七号本文（自動車整備士技能検定規則等の一部を改正する省令附則第八条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）を改正する場合を含む。